

2021年12月

## <12月にNISA取引をご検討のお客さまへのご注意事項>

NISA（少額投資非課税制度）を利用して2021年12月に以下の取引をされる場合、ご注意いただきたい事項をお知らせいたします。

- ①2021年のNISA枠を利用して買付する場合
- ②2021年内に2017年のNISA預りを解約する場合
- ③2017年のNISA預りをロールオーバーする場合

### ① **2021年のNISA枠を利用して買付**する場合

2021年のNISA枠を利用して買付する場合は、下記の期限までに発注できるようお申込みください。

国内株式型・国内債券型

**12月29日まで**のお申込み

国内株式型・国内債券型**以外**

**発注日の翌々営業日**が  
**12月30日まで**となるお申込み

※国内株式型・国内債券型**以外**は、海外休業日により申込期限が早まる場合があります。申込期限はファンドごとに異なります。詳細は取引店へお問合せください。

※ただし、下記に該当するお客さまが申込期限後にマイゲートで買付する場合、注文が成立しません。

- ・2022年のNISA枠をつみためNISAへ変更したお客さま
- ・2022年のNISA枠を他の金融機関に移したお客さま

## ② 2021年内に2017年のNISA預りを解約する場合

2021年内に2017年のNISA預りを解約する場合は、下記の期限までに発注できるようお申込みください。

### 解約代金受渡日が12月30日までのお申込み

※解約の場合、受渡日は解約代金の入金日となります。ファンドにより約定（解約の成立）から受渡までに必要な日数は異なります。

※国内株式型・国内債券型以外は、海外休業日により申込期限が早まる場合があります。申込期限はファンドごとに異なります。詳細は取引店へお問合せください。

※期限後にマイゲートで解約すると、注文が成立しません。

## ③ 2017年のNISA預りをロールオーバーする場合

2017年のNISA預りを2022年のNISA枠へロールオーバーする場合、下記の内容について、ご注意ください。

- ・2021年12月30日の時価で、2022年のNISA枠へロールオーバー（移管）されます。
- ・2021年のNISA枠を利用して買付するためには、上記「①2021年のNISA枠を利用して買付する場合」の期限までに行う必要がありますが、期限を経過してしまい、また、ロールオーバーの預り残高の時価が120万円（翌年がジュニアNISAの場合は80万円）を超えた場合は、買付が課税扱いとなりますのでご了承ください。
- ・マイゲートで取引する場合【2021年12月30日22:00～2022年1月1日6:00頃】の期間に表示されるNISA非課税利用可能額は、ロールオーバーによる利用額が反映されていません。「NISA優先」を指定しても「特定・一般預り」での買付となる場合があります。ご了承ください。

※NISAロールオーバーについては[こちら](#)

※NISA制度について、ご利用にあたってのご留意事項は[こちら](#)

※NISA非課税利用可能額(2021年分)はマイゲート（インターネットバンキング）内の投資信託>明細照会よりご確認ください。

※投資信託のご購入に関するご相談やNISA口座についての詳細はお取引店までお問合せください。